

和解条項

- 1 本和解にかかる「永代供養に関する契約」（以下「本契約」という。）の内容（申込者の申込金に対応して被告が提供する主な内容）は以下のとおりである。ただし、平均的な損害（消費者契約法第9条第1項第1号）の額に変更が生じる程度に内容に変更があった場合、変更後の本契約は本和解の対象外とする。
 - ・ 申込内容に応じた納骨場所の提供
 - ・ 納骨場所に応じた名札等の設置
 - ・ 納骨場所の管理
 - ・ 申込金納付額に応じた御霊泉券の配布
 - ・ 年1回の招待による先祖供養とこれに伴う御食事提供、及び御霊泉提供
 - ・ 節分祭招待
 - ・ お薬師様誕生祭招待
- 2 被告は、本契約について、令和6年3月25日から、訴状別紙返金規程を適用しない。
- 3 被告は、令和6年3月25日から、訴状別紙返金規程を別紙返金規程の内容に改める。
- 4 被告は、令和6年3月31日までに、訴状別紙返金規程が記載された書面及び電子データ類を破棄する。
- 5 被告は、令和6年4月1日から、本契約の契約書類に、①契約が解消となった場合には、御霊泉券の返還が必要であり、返還できない場合は、その分の金額が返金の金額から控除されること、②そのことを承知した上で希望する者には御霊泉券を配布することを明記する。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるものの他、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

返金規程

申込者は、納骨前に契約の解消を申し出た場合、当山に対し、以下1～6の金額を控除した残額のお布施（志納金）の返金を求めることができる。

1 契約日からの経過日数に応じた一定金額（管理費用分）

契約日からの経過日数に応じて、1か月当たり1250円を控除する（1か月に満たない日数については、切り上げとする。）。

2 御霊泉券分

申込者は、志納金の返金を受ける際に、志納金納付時に受け取った御霊泉券を全て返還しなければならない。ただし、全て返還できない場合、返還できない枚数×1500円分の金額を志納金から控除する。

3 年1回の招待による先祖供養とこれに伴う御食事提供及び御霊泉提供分 申込者が年1回の招待による先祖供養を受けた場合、先祖供養を受けた回数、人数に応じて、次の金額を志納金から控除する。

6500円（一人1回当たりの招待費用）×参加人数×回数

※6500円の内訳は、供養料1500円、御食事代3500円、御霊泉代1500円

4 節分祭招待分

申込者が年1回の節分祭招待を受けた場合、招待を受け参加した回数、人数に応じて、次の金額を志納金から控除する。

1500円（一人1回当たりの節分祭参加費用）×参加人数×回数

5 お薬師様誕生祭招待分

申込者が年1回のお薬師様誕生祭招待を受けた場合、招待を受け参加した回数、人数に応じて、次の金額を志納金から控除する。

1000円（一人1回当たりのお薬師様誕生祭参加費用）×参加人数×回数

6 ネームプレート代

申込者は、納骨種別に応じて、ネームプレート又はこれに準ずるものを設置済みの場合、ネームプレート代として、4万円を志納金から控除する。